

第6回議会の議員の定数及び任期の取扱いに関する小委員会次第

日時：平成16年6月12日（土）

午前10時から

会場：清里スポーツセンター 研修室

開会

1 審議

（1）特例措置の期間について

2 その他

閉会

(案)

平成16年 月 日

上越地域合併協議会 会長 木浦正幸 様

議会の議員の定数及び任期の取扱いに関する小委員会
委員長 宮 腰 英 武

小 委 員 会 調 査 審 議 報 告 書

本小委員会が調査、審議を指定された事項について、上越地域合併協議会小委員会規程第8条の規定により下記のとおり報告します。

記

- | | |
|------------|---------------------------|
| 1 調査、審議事項 | 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて |
| 2 調査、審議の経過 | 別紙小委員会資料及び小委員会会議録のとおり(省略) |
| 3 調査、審議の結果 | 別紙のとおり |

議会の議員の定数及び任期の取扱いに関する小委員会は、協議会から示された下記の事項について審議を行った。

審議の結果について、以下のとおり報告を行う。

特例措置の採否について

（審議結果） 市町村の合併の特例に関する法律に規定する特例措置を採用する。

採用する特例措置について

（審議結果） 市町村の合併の特例に関する法律第6条第2項及び第3項に規定する議会の議員の定数に関する特例を採用する。

特例措置の期間について

（審議結果） 上越市の議会の議員の残任期間に相当する期間及び合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間とする。